

## フィリピン移住労働者送出国

(共和国法八〇四二号 一九九五年移住労働者および海外フィリピン人法)

村下 博

共和国法八〇四二号 (Republic Act No. 8042)

海外雇用政策を樹立し、ならびに苦境にある移住労働者その家族および海外フィリピン人に対する高水準の保護および福祉増進並びにその他の目的を達成するための法律

## (法律の名称)

第一条 この法律は、「一九九五年移住労働者および海外フィリピン人法」と称する。

## (政策宣言)

## 第二条

- a 国家主権、領土保全、国家利益、他国との関係で最重要の自決権に留意しつつ自主的な外交政策を展開し、国家は、いかなる時も、全体としては国内外の自国民の尊厳、とくにフィリピン移住労働者の尊厳を尊重しなければならない。
- b 国家は、国内外あるいは組織・未組織を問わず、労働者に対して十全の保護を行わねばならないし、またすべての国民に対して完全雇用および雇用機会の平等を促進しなければならない。この目標に従い、国家は、フィリピン移住労働者に対して十分かつ適切な社会的、経済的、法的サービスを提供しなければならない。
- c 国家は、フィリピン移住労働者が外為による送金によつ

て国民経済に重大な貢献を行っていることを是認しつつも、経済発展を維持しまた国家発展を実現する手段として、海外雇用を促進してはならない。海外雇用計画の存立は次のような場合にのみ許容される。すなわち、いかなる時も、フィリピン国民の尊厳、基本的人権、自由が侵害されないことが明白な場合にのみ許容される。従って、国家は、絶えず国内の雇用機会を創出しなければならないし、また福祉および発展利益の公平な配分を行わなければならない。

d 国家は、法の前では男女は基本的に平等であること、国家建設において女性が重要な役割を果たすことを確認するものである。国家は、女性海外移住労働者が寄与していること、また彼女らは傷つきやすいことを認識したうえで、移住労働者に関する政策・計画を立案、遂行する場合また移住労働者の福祉を目的とする機関を創設する場合、性を重視する判断基準を採用しなければならない。

e 何人に対しても、貧困を理由に、裁判所、準司法機関の無料利用および十分な法律扶助を拒否してはならない。これと関連して次のことが必須かつ緊急である。すなわち、全体としては苦境にある海外フィリピン人の権利と利益、とくに登録未登録を問わずフィリピン移住労働者の権利と利

益が十分に保護、保障されることが確実でかつ効果的機関を創設することは必須かつ緊急である。

f フィリピン移住労働者およびすべての海外フィリピン人に対しては、国家の民主的決定過程に参加すること、また海外雇用関連機関に代表が参加する権利は、承認されかつ保障されている。

g 国家は、すべての移住労働者に対する最大の保護は技能を保有させることであることを認識するものである。このことに従ってまたできる限り、政府は、フィリピンの熟練労働者のみを送り出さなければならないし、また熟練労働者の送り出しのみを許可しなければならない。

h 非政府組織（NGO）は、フィリピン移住労働者の保護および彼らの福祉増進に関しては、合理的と認められる範囲内において国家とのパートナーである。国家は、信頼と相互尊重の精神でNGOと協力しなければならない。

i 募集・紹介・あつせん・援助に関連して移住労働者が負担する政府機関の手数料その他行政上の経費は、本法三六条の条項に反しない限りにおいて、無料としなければならない。

上記の規定にかかわらず、また陸上海上を問わず、定員を

割り当てられた業者または国内サービス請負業者の行うフィリピン移住労働者の送り出しは奨励しなければならない。適切な奨励金は上記業者に対しても適用される。

(本法の目的に従った定義)

第三条

- a 「移住労働者」とは、雇用を予定されている者、雇用されている者、男女を問わずまた合法の在留資格を有せずかつ報酬を伴う活動に従事する者、さらに海外フィリピン労働者との交替で雇用を予定されている者をいう。
- b 「性を重視する」とは、不平等が認識できること、社会的に男女間に不公平が存在すること、および両性の利益を重視して事件発生時に関与することをいう。
- c 「海外フィリピン人」とは、本法二四・二六条所定の「窮迫状態にある」並びに海外に在留する移住労働者の被扶養者およびその他のフィリピン国民をいう。

第一章 送り出し

(移住労働者の送り出し)

第四条 国家は、フィリピン移住労働者の権利が保護されている国に対してのみ、フィリピン海外労働者を送り出さねばならない。政府は、フィリピン海外労働者の保護と権利のために、受け入れ国において次にかかげるあらゆる保障が行われていることを確認しなければならない。

- a 移住労働者を保護する労働法および社会法が存在すること。
- b 移住労働者保護関連の多国間条約、宣言、決議に署名していること。
- c フィリピン海外労働者権利保護の政府間相互協定・合意が存在すること。
- d 移住労働者権利保護のために積極的かつ具体的な措置をとっていること。

(送り出しの停止または禁止)

第五条 本法四条の規定にかかわらず、いかなる時も、政府は、国家的利益を追求し、また公共の福祉のために必要な場合には、移住労働者の送り出しを停止または禁止の措置をとること

とができる。

## 第二章 違法募集

### (定義)

第六条 本法の目的に照らして、違法募集とは、次にかかげる行為をいう。すなわち、労働者をかり集めること、労働者を徴集すること、労働募集の請負をすること、労働者を移送すること、労働者を使用すること、労働者を雇用すること、労働者を周旋することなどのあらゆる行為をいう。また違法募集には、利益を追求するか否かを問わず、当局の許可・資格を有しない者の行う海外雇用にかかわる照会、契約サービス、保証、求人広告が含まれる（許可・資格を有しない者に関するしては、大統領命令四四二号第一三条に定めており、またその他に同命令同条の修正として、フィリピン労働法典は次のように定める。すなわち、いかなる方法であれ、二人以上の者に対して有料の海外雇用を業としかつ許可・資格を有しない者の行為は、違法募集に該当する）。同様に、許可・資格の有無を問わず、いかなる者が行った場合も、次にかかげる

行為は違法募集とみなされる。

- a 労働雇用省長官の定める許可手数料一覧表所定以上の額を直接、間接に請求し、または受領すること、または労働者が借金、貸付金として受領した額以上を支払わせること。
- b 募集、雇用に関して虚偽の紹介文・情報・文書を提示し、または公表すること。
- c 虚偽の紹介文・証明書・情報・文書を提出し、労働法典所定の許可・資格を獲得する目的で不実表示の行為に関すること。
- d 過酷な雇用条件から解放されたいと転職を希望する者が、希望していないにもかかわらず、当該労働者を他に転職させる目的で、すでに雇用されている労働者に対して現に従事する職をやめるように勧誘し、または勧誘しようとすること。
- e いかなる個人、団体であれ、自己の仲介で雇用してはならない労働者を雇用しないように働きかけること、または働きかけようとすること。
- f 公衆衛生、道徳、フィリピン共和国の尊厳に反する労働への労働者の募集・紹介に関与すること。
- g 労働雇用省長官またはその機関による調査を妨害し、ま

たは妨害しようとする事。

h 労働雇用省長官が求める雇用・欠員紹介・収入の外為による送金・転職・出国の状況報告、および、その他の問題に関する情報の提出を怠ること。

i 労働雇用省の許可した雇用契約を、労働雇用省の許可なく当事者が実際に署名した時期から契約満了の時期までを含めて、労働者の権利侵害となるように変更また代用すること。

j 募集・紹介業者の役員・代理人が旅行業者と何らかの關係をもつ団体の役員または構成員となること、または旅行代理店の運営に直接、間接に関与すること。

k 労働法典および関連規則所定以上の金銭的、財政的負担を要求して、出国前に申請している労働者に対して旅行書類を付与しないこと、またはそれを拒否すること。

l 労働雇用省の定める明確な理由を示すことなく、実際に送り出し手続を怠ること。

m 労働者の過失によらずに送り出しが実際に行われない場合に、送り出しに要する書類、証書類につき労働者の負担した費用の払い戻しを怠ること。シンジケートによって、または大規模に行われた違法募集は、経済的サポータージュに

関連する犯罪とみなされる。

違法募集は、三人の集団によって、またはそれ以上の者の共謀によって、および相同盟して行われた場合はシンジケートによる行為とみなし、または三人ないしそれ以上の者が個別にまたは集団として行われた場合は大規模集団による行為とみなすものとする。

上記の犯罪に関して刑法上の責任がある者は、主犯、重犯、共犯である。法律上の問題が提起された場合は、事業の管理、運営、指揮を行う者は有責とされなければならない。

(罰則)

第七条

a 違法募集で有罪となつた者は、六年以上一二年以下の懲役または二〇万ペソ以上五〇万ペソ以下の罰金に処する。

b 終身刑および五〇万ペソ以上一〇〇万ペソ以下の罰則は、違法募集が本法所定の経済的サポータージュに該当する場合に科せられる。

なお許可・資格のない者が行い、かつ違法募集された者が

一八歳以下である場合には、最高の罰則が科せられなければならない。

(公務員に対する禁止)

第八条 労働雇用省、フィリピン海外雇用庁(POEA)、海外労働者福祉庁(OWWA)、外務省その他の政府機関で本法の施行に關与する公務員、政府職員および彼らの四親等以内の親族、姻族の關係者が、直接、間接を問わず、本法所定の移住労働者の違法募集に關与することは違法である。上記に關与した者に対しては、前条所定の最高刑を科するものとする。

(裁判地)

第九条 本法所定の違法募集に關する犯罪行為は、犯罪の発生したまたは犯罪者が犯罪行為を行い実際に居住する地区または市の地方裁判所に起訴されるものとする。最初に犯罪行為の起訴を受理した裁判所は、他の裁判所に対して排他的裁判権を有する。上記条項は、本法施行時に裁判所にすでに係争中の同種の犯罪行為に対しても適用されるものとする。

(金銭請求)

第一〇条 本法の規定にかかわらず、国家労働關係委員会(NLR)の労働仲裁委員は、次にかかげる原告としての排他的管轄権を有する。すなわち、事件申し立て後九〇日以内にまた海外送り出しのフィリピン労働者に關連するすべての法規に照らして、具体的、道徳的、懲罰的損害賠償請求を含む労働關係で生じた事件を審問し、審決する排他的管轄権を有する。

使用者および募集・紹介業者の主犯に該当する者は、本法所定のすべての請求に關して連帶責任を有する。本条は海外雇用契約書と一体のものであり、承認のための停止条件となるものである。募集・紹介業者が積み立てた法所定の賠償履行基金は、労働者に負課せられたあらゆる金銭請求または損害賠償に対して責任を有する。募集・紹介業者が係争中の場合には、共同の役員、監督者、パートナーは、場合によっては、上記の請求または損害賠償について共同して、またはパートナーとして連帶責任を負わなければならない。

雇用契約の全期間において上記の責任は継続しており、当該契約を国内または海外でいかなる修正、代用、調整するこ

とによつても、その責任を免れることはできない。本条所定の損害賠償を含む金銭請求に関するいかなる和解、自主解決、自発的合意であつても、該当する機関の解決承認の日から四カ月以内に支払いが行われなければならない。

海外雇用が法並びに契約書所定の正当かつ有効な事由なくして終了する場合には、労働者は、利子付の紹介料の二〇パーセントの払い戻しに加えて、雇用契約の残余期間または年毎の残余三カ月のいずれかの給与支払いを請求する権利を有する。

本条所定の強制的事件処理期間に従わない場合には、責任を有する関係者は、次にかかげる罰則に服さなければならない。

a 所定期間内に決断し解決することを放棄したすべての関係者の給与は、当該関係者が上記事項に従うまで支給されることはなく、または支払いを停止させることができる。

b 九〇日以下の停職

c 五年間、任命公務員に就任する資格を喪失させ、または公職から追放する。

なお、本条所定の罰則については、上記公務員が本条所定の条項違反の結果として他の現行法規においても追求されるあらゆる責任については既得権を侵されることなく問われな

ければならない。

#### (違法募集事件の強制的処理期間)

第一条 本法所定の事件予備調査は事件申し立ての日から三〇日以内に終了しなければならない。検察官が予備調査を行い事件が立件された場合、予備調査終了後二四時間以内に裁判所に文書でもって情報を提出しなければならない。裁判所が予備調査を行い容疑事実が判明した場合、事件受理日から四八時間以内に当該検察官に事件を送付しなければならない。

#### (時効期間)

第二条 本法所定の違法募集事件は時効期間を五年とする。本法所定の経済的サボタージュに該当する違法募集事件は時効期間を二〇年とする。

#### (無料法律扶助・証拠保全計画下の優先権)

第三条 違法募集の被害者のための無料法律扶助組織は地方事務所を含めて労働雇用省内に設立しなければならない。この組織は、法務省、フィリピン統一法曹協会、その他NGO、

ボランティアグループと協力、調整しなければならない。

共和国法六九八一号の定めにかかわらず、違法募集のすべての被害者は、所定の証拠保全計画の下で優先的に権利が付与される。

### 第三章 公的業務

#### (旅行援助・情報提供)

第一四条 フィリピン移住労働者の違法募集、詐欺、搾取、虐待防止のための計画・業務策定を最優先しようとするれば、すべての在外公館関係者は、POEAを通じて、労働・雇用条件、移住の実態、その他の事実について、海外旅行の助言を行い、また情報を提供しなければならない。さらに、特定の国が人権、労働者の権利の国際水準を遵守しているかどうかを十分に個人々に知らしめ、個人々が海外雇用を熟知し、賢明な判断を行うことができるように助言し、情報を提供しなければならない。この助言、情報提供については、四半期内に少なくとも三回、一定の発行部数を有する新聞に掲載しなければならぬ。

#### (労働者の帰国・緊急帰国基金)

第一五条 労働者の帰国およびその個人的所有物の移送については、海外労働者を募集し、送り出した業者に第一義的責任がある。帰国に付随するすべての費用は、当該業者またはその業者の代表が負担しなければならない。同様に、死亡した労働者の遺体帰国、死亡労働者の遺品の移送並びにそのすべての費用は、業者の代表または現地代理店が負担しなければならない。ただし、雇用の終了が労働者の過失による場合においてはのみ、いかなる意味でも、業者の代表、使用者、代理店は、労働者の帰国または所持品の移送について責任を負わない。

OWWAは、関係国際機関と協力して、戦争、伝染病、災害、災禍（自然災害、人災を問わず）および同種の事態が発生した場合には、責任の有する者が並びに業者による返済を予定することなく、労働者を帰国させなければならない。ただし、主要な責任者、募集業者の特定ができない場合には、帰国に伴うすべての費用は、OWWAが負担しなければならない。

上記目的達成のために、ここにOWWAの管理、運営する



現行基金から支出した一億ペソを基本基金として、O W W A の管理、運営する緊急帰国基金を創設することとする。これ以降、この基金には毎年一般財政法所定の財源から支出される。支出財源は、残高を含めて一億ペソをこえないものとする。

(未成年移住労働者の強制帰国)

第一六条 実年齢が海外雇用の最低年齢要件を満たしていない移住労働者を発見し、また通報を受けた場合は、在外公館の責任ある外交官は、当該労働者を遅滞なく帰国させ、できる限り速やかに外務省に対してその発見の事実および通報の事実について通知しなければならない。

(再配置および調査センターの創設)

第一七条 帰国するフィリピン移住労働者がフィリピン社会に再統合する方策をとりかつ国内雇用を奨励し、さらに彼らの技能、潜在能力を国家発展のために活用することを目的とする再配置および調査センターを、労働雇用省内に創設するものとする。

労働雇用省、P O E A、O W W A は、この法律施行後九〇日以内に、次にかかげる計画を策定しなければならない。すなわち、高度技術の職種・仕事、生活設計、起業、よりよい賃金雇用、貯蓄投資などの生産的なオプションを選択するよう移住労働者を誘導する計画を策定しなければならない。上記目的に従い、訓練および生活設計の発展にかかわる技能教育・技能開発協会 (T L R C) 並びにその他の政府機関は、家政婦またはエンターテイナとして雇用された帰国者に対して、優先的に計画を策定しなければならない。

(再配置・調査センターの役割)

第一八条 同センターは次にかかげるサービスを提供しなければならない。

- a 民間部門と協力してフィリピン移住労働者帰国のために、生活設計計画およびプロジェクトを拡充すること。
- b 移住労働者の潜在能力を奨励し、発展させ、再配置し、十分に活用する場合には、関係民間機関並びに政府機関と協力すること。
- c 公民両方のすべての国内募集業者および使用者が入手し

やすいフィリピン技能労働者に関するコンピュータ情報システムを、その他の関係政府機関と協力して樹立すること。

d 帰国フィリピン移住労働者に対して継続的な求職のための調査・活動を保障すること。

e 帰国フィリピン移住労働者の福祉増進のために、その他の適切な計画を拡充、実施すること。

(移住労働者および海外フィリピン人材センターの創設)

第一九条 フィリピン移住労働者の多数が集中する国において、フィリピン大使館の行政管轄下でまたその業務の範囲で、次にかかげるサービスを行う移住労働者およびその他の海外フィリピン人材センターを創設するものとする。

a 相談および法的サービス。

b 医療および病院あつせんを含む福祉援助。

c 帰国後の適応、事件解決、コミュニティネットワーカーサービスなどの社会的適合促進のための情報提供、助言、計画。

d この法律の範囲内において、未登録労働者を登録させるスキームを樹立すること。この目的に従い、この法律施行

後六カ月以内に、パスポートを無効とする条件を提示して、現在の未登録者に対して登録を強制することが同センターには要請されていること。

e 訓練および技能向上などの人材開発。

f 女性労働者に対して特別に必要な援助を行うために、性を重視した計画および行動。

g 帰国労働者およびその他の移住労働者のための適合計画。

h 移住労働者およびその他の海外フィリピン人に影響を与える日常の状態、環境、行動の調査。

同センターの創設および活動は、多くの政府機関との共同作業である。同センターは、土・日・休日を含めて二四時間開設されるものとし、海外のフィリピン政府機関を代表する外省職員、在外公館職員がその任にあたるものとする。また必要な場合には、受け入れ国の真摯なNGO、個々のボランティアをその任にあたらせることができる。フィリピン移住労働者の多数が集中しかつ外務省、労働雇用省が非常に問題があるとする国においては、政府は、同センターに弁護士、ソーシャルワーカーを派遣しなければならない。労働アタッシュは、同センターの活動に協力し、同センターの責任にか

かわるすべての問題の最新情報を提供しなければならない。  
同センターは、本国において継続的なネットワークを維持し調整を行うにあたって、外務省に対しては二四時間情報・援助センターとしてのパートナーである。

(移住に関する政府内情報システムの確立)

第二〇条 外務省および関係機関、海外フィリピン人協会、労働雇用省、POEA、OWWA、観光省、司法省、国家投資局、国家統計局で構成する政府部内の委員会は、移住に関する政府内情報システム確立のために創設される。政府部内委員会は、第一段階として、現存のデータベース、ファイルにある情報を率先して活用しなければならない。第二段階としては、同委員会は、関係機関の間において無料のデータの交換、共有を容易にするために、コンピュータ機能の互換性向上に努力しなければならない。同委員会は、構成機関の間において機密解除された、また共有すべき現存のデータベースを統合するために、協議しなければならない。この共有すべきデータベースは、当初から全く限定されることなく、次にかかげる情報を含むものとする。

- a 渡航先の国別の在留資格分類を含めて、職業、職種、市民的地位に従い分類されたフィリピン移住労働者・海外フィリピン人の主要リスト。
- b 務める刑期を含めた、フィリピン移住労働者・その他のフィリピン国民の関与した係争中の事件リスト。
- c フィリピン人出入国主要リスト。
- d フィリピン移住労働者、海外フィリピン人、旅行者の統計ファイル。
- e 外国人、好ましくない不法入国者のブラックリスト。
- f フィリピン人がとくに多数集中する受け入れ国の法制度、移民政策、婚姻法、民法典、刑法典に関する基本的資料。
- g 受け入れ国が調印している労働およびその他人権文書のリスト。
- h 男性・女性移住労働者にかかわる過去、現在の性にかかわる事件の問題別分類。
- i 一般的には海外フィリピン人とくに移住労働者の援助を目的とする海外拠点のリスト。

(移住労働者ローン保証基金)

第二一条 無法な違法募集業者から海外雇用を求める労働者の利益を守るために、O W W Aは、政府の財政当局と協力して、出国準備ローンおよび家族扶助ローンの貸付を拡充する財政的スキームを確立しなければならない。この目的に従い、移住労働者ローン保証基金をここに創設するものとし、O W W Aからの一億ペソの運転資金は、政府財政当局の参加を得て、保証基金として別途設立することとする。

(国際的・地域的人権システム下の権利およびその保障機構)

第二二条 外務省は、移住労働者保護に関する多国間条約、宣言、決議を促進、受諾、遵守するなどの必要な主導権をとらなければならない。同時に、外務省には、次の二つのことが求められている。一つは、虐待、暴力の被害者であるフィリピン移住労働者の利用できる国際的・地域的人権システムの下で、権利を評価し、賠償方法を検討しなければならない。もう一つは、この法律により創設された移住労働者の法律扶助を利用して、またできる限り、法的に個々の訴訟の申立てが不可能な場合には、被害者に代わって、訴訟を提起することである。国際的・地域的システムの下で訴訟機関の利用が可能な場合には、外務省は、この種の違法なオプシヨンの存在、

有効性について、フィリピン移住労働者に十分に知らせなければならない。

#### 第四章 政府機関

##### (政府機関の役割)

第二三条 次にかかげる政府機関は、移住労働者並びにできる限りにおいてすべての海外フィリピン人の福祉を増進させ、権利を保護しなければならない。

a (外務省) 外務省は、本国および外国において、移住労働者およびその他の海外フィリピン人の権利保護に関して、最優先の行動をとらなければならない。また外国政府に善処を促さなければならない。さらに同省は、窮地にあつて苦悩する移住労働者およびその他の海外フィリピン人の帰国を含めて即刻の援助を行わなければならない。

b (労働雇用省) 労働雇用省は、外国の労働法、社会福祉法が、移住労働者に対して、さらにできる限り他の海外フィリピン人に対して、法的援助の承認および適切な医療センター、病院への照会を含めて適正に適用されていることを

確認しなければならない。

b1 (POEA) 本法二九・三〇条所定の規制撤廃と段階的解消に従い、同庁は、免許・登録制度の確立を通して、労働者の募集および海外への紹介に民間部門が参入することを規制しなければならない。同時に、同庁は、必要な場合には、関係機関と協力して、フィリピン人労働者の福祉を考慮した海外雇用並びに国内労働力需要を促進、調査するシステムを樹立し、運用しなければならない。

b2 (OWWA) 同庁の職員またはその職員が不在の場合には同等の職員は、フィリピン移住労働者およびその家族に対して、業者またはその団体ならびにその代表者が労働者に課した契約上の義務を履行するのに必要なあらゆる援助を行わなければならない。この職務遂行にあたっては、担当官は、注目される問題、不満を解決することを目的として、業者およびその団体に対して、善処を促し、かつ会談、協議を行うように呼びかけなければならない。

## 第五章 移住労働者問題法律補佐官

### (移住労働者問題法律補佐官)

第二四条 窮地にある移住労働者および海外フィリピン人に提供されるすべての法律援助サービスの準備、包括的調整につき第一義的責任を有する外務省の管轄下において、移住労働者問題法律補佐官の職をここに創設する。同補佐官は、外務次官と同格の地位、給与、権限を有するものとする。

上記の移住労働者問題法律補佐官は、大統領の任命によるものとし、また法律実務家として少なくとも一〇年の経験を有し、かつ法律分野での能力が証明されている者でなければならず、さらに過去において国・地方の選挙において公選の候補者であつてはならない。

上記法律補佐官の職務および責任は次にかかげるものである。

- a フィリピン移住労働者に対する法律援助サービスの給付に関してガイドライン、手続、判断基準を提示すること。
- b 移住労働者に対する法律援助の準備段階において、効果的な協力、調整を確保するために、労働雇用省、POEA、OWWAその他政府機関並びに移住労働者を援助するNGOと密接な連携をはかること。

c わが移住労働者に法律援助を提供するために、政府の努力を相補うものとして、名声のある法律事務所、フィリピン統一法曹協会その他弁護士協会の援助をあおぐこと。

d 本法第二五条で創設される移住労働者のための法律扶助基金を管理し、その基金設立の目的に従い、同基金からの支出金を承認すること。

e 第二〇条所定の情報システムを保持すること。

移住労働者問題法律補佐官は、上記職務の效果的遂行にあたって、補佐官を援助するために、国内外の民間弁護士を雇う権限を有する。

(法律扶助基金)

第二五条 次にかけられる財源で構成される一億ペソを基金とし、ここに移住労働者のための法律扶助基金を創設し、これ以降法律扶助基金(LAF)と称する。

大統領予備基金より支出の五〇〇〇〇万ペソ

大統領社会基金より支出の三〇〇〇〇万ペソ

書簡五三七号により創設し大統領令一六九四・一八〇九号

で修正設立された海外労働者福祉基金より支出の二〇〇〇

万ペソ

移住労働者救援のために法律扶助または防衛基金として政府が特に別途に設立した現行基金の残高は、この法律の施行に伴い、この法律により創設された基金に転用され、またその基金の一部となる。

(法律扶助基金の利用)

第二六条 前条に創設された法律扶助基金は、本法第二四条aに従い公表された、ガイドライン・手続・判断基準によって、窮地にある移住労働者および海外フィリピン人に対する法律援助サービスに供するために、専ら利用される。基金からの支出には、海外で告訴された労働者の代理をするために移住労働者問題法律補佐官が採用した外国弁護士の費用、拘留中の労働者の一時的保釈のための保釈金、裁判・訴訟費用が含まれる。

第六章 国家としての統一的対応

(フィリピン外交官の優先業務)

第二十七条 一九九三年発令の大統領執行命令七四号で示された国家としての統一的対応とは、フィリピン大使館並びにその外交官がフィリピン移住労働者の保護および福祉増進のために職務を遂行する形態をいう。また特別にはフィリピン移住労働者の保護および福祉の増進が、さらに全体としては海外フィリピン公民の尊厳・基本的人権・自由の保護が、外務大臣およびフィリピン外交官にとつては最も高次の優先業務であることを意味する。

(国家としての統一的対応)

第二十八条 国家の統一的対応体制にあたっては、本国の各政府機関に遠慮することなく、海外に派遣されたフィリピン政府の公務員、代表、官僚のすべては、国家単位を基礎として、大使館の指導の下で在外公館と協力して、一つの国家的チームとして行動しなければならない。このことに関連して、大使は、海外フィリピン人の権利保護に必要なサービスの提供を怠ったことなどの国家的利益に反した行為を理由に、外務大臣に対して、海外に派遣されたフィリピン政府の公務員、代表、官僚の召喚を勧告することができる。

大使の勧告を受けた外務大臣は、それが他の省庁の公務員、代表、官僚の場合には、当該省庁大臣に対して勧告を支持するように求めることができる。フィリピンの当該機関で調査の場合には、大使は、召喚を勧告された者に対して、予防的職務停止とすることができる。

フィリピン領事館の存在する受け入れ国においては、大使の指導の下で、領事館は国家的チームの一部分として構成される。

国家的チームとしての対応を行う場合には、派遣されたフィリピン代表団は、十分な情報および援助を提供しなければならない。

第七章 規制撤廃と段階的解消

(募集活動の包括的規制撤廃計画)

第二十九条 労働者の移住が労働者と外国の使用者の間で問題を先鋭化することになる規制撤廃に関する漸進的政策に従って、労働雇用省は、この法律施行後一年以内に、労働市場の状況、国民経済の現状、移住労働者の福祉を左右する事態等を考慮

して、募集活動に対する五年間の包括的規制撤廃計画を策定しなければならぬ。

### 資 (規制の機能の段階的解消)

第三〇条 この法律施行後五年以内に、規制撤廃の目的に従って、労働雇用省は、POEAの規制の機能を段階的に解消しなければならない。

## 第八章 専門的であつその他の高度技能を有する

### 海外フィリピン人

#### (専門的であつその他の高度技能を有する海外フィリピン人)

第三一条 国家発展に寄与・関与するために、とくに科学技術分野における専門的であつ高度技能を有する海外フィリピン人を奨励することを目的として、政府は、公・民部門の優先的發展分野における彼らの貢献を確保すべく、適切かつ十分な奨励策および計画を具備しなければならない。

## 第九章 雑則

### (POEA・OWWA委員会―委員追加)

第三二条 本法所定にかかわらず、POEA・OWWAの各委員会に対して、現行構成委員に加えて、他の委員と同様の大統領任命によつて、三人の委員すなわち女性・陸上・海上部門から委員を追加しなければならない。

### (議会への報告)

第三三条 本法所定の政策遂行に関しフィリピン議会に報告するため、外務省および労働雇用省は、議会に対して、フィリピン移住労働者を受け入れている国に派遣されているフィリピン外交官による半年毎の報告書を提出しなければならない。この報告書については、内容は限定されないが、次にかける内容を含むものとする。

- a フィリピン移住労働者の主要リストおよび受刑期間を含めた移住労働者並びにその他のフィリピン国民が関与した係争事件の記録。
- b フィリピン移住労働者の労働条件。
- c とくに移住労働者が権利侵害に関して遭遇した問題。



d フィリピン移住労働者の問題処理のためにフィリピン外交官がとつた主導性と行動。

e 受け入れ国の法および政策の変化。

f フィリピンと受け入れ国との二国間労働協定の交渉状況  
本条所定の報告を怠つた政府職員はいずれも行政罰に服さなければならない。

(議会への代表参加)

第三四条 憲法六章五条二項に従い、並びにフィリピン移住労働者問題に関する政策形成過程に海外フィリピン人の参加を強化する目的に従い、下院において、移住労働者の二部門の代表が移住労働者の階層から、大統領によって任命される。ただし、二部門の代表のうち少なくとも一人は女性労働者から任命される。さらに任命される者は、移住労働者として少なくとも二年間の経験を有するものでなければならない。

(旅行税・空港税の免除)

第三五条 すべての法の定めにかかわらず、移住労働者は、P O E Aの資格証明書を提示すれば、旅行税・空港税の納付が

免除される。

(手数料の凍結・帰国基金の廃止)

第三六条 本法の定めるところにより、政府機関が移住労働者に課すすべての手数料は現行のままとし、さらに帰国基金は廃止するものとする。

(議会の移住労働者奨学基金)

第三七条 奨励に値する移住労働者の利益に適切かつ主として科学技術分野に進学し、また訓練しようとする移住労働者の二一歳以下の直系の子孫に給付するために、議会による移住労働者奨学基金をここに創設する。この基金の主要原資は、次にかかげる二つの財源で構成される。

a 一九九五年の全国議員私費負担による国家発展基金より支出の五〇〇万ペソ。

b ロト処分財源より支出の一億五〇〇万ペソ。

ここに創設する議会による移住労働者奨学基金は、科学技術省(DOST)と連携して、労働雇用省が運用するものとする。本条所定の目的を達成するために、労働雇用省および

科学技術省は、必要な規則を作成しなければならない。

(基金への充当およびその他の財源)

第三八条 本法所定の目的達成に必要な財源は、本法制定以降、毎年的一般財政法によって賄うものとする。

(移住労働者の日)

第三九条 本法の大統領署名名日は、移住労働者の日として設定され、本法制定以降毎年記念日とする。

(関連規則)

第四〇条 本法の目的達成に責任を有する省および局は、本法施行後九〇日以内に、本法の実効性のある施行のために、必要な規則を作成しなければならない。

(無効条項)

第四一条 本法の定めと反する法律・命令・規則はここに無効であることを宣言し、従って適宜修正されなければならない。

(分離条項)

第四二条 何人によっても本法のいかなる条項が反憲法的で無効であると宣言されたとしても、そのことによつて当該条項またはその条項は全く影響を受けるものではない。

(施行条項)

第四四条 本法は、官報による公表または発行部数を誇る少くとも二つの全国紙の掲載から、一五日後に施行するものとする。

承認 一九九五年六月七日

〔解説〕

一 法制定の経過と意義

フィリピンにおいて、海外労働者送り出しが本格化し、その送り出し政策と法制度を国家として一定程度整備する取り組みが開始される時期は一九七〇年代後半以降である。約二五年を経た今日まで、送り出し政策とそれを実施する法制度において、

政策理念、政策形成のあり方などの点でその内容が大きく変化していることは事実である。

まず送り出し政策を貫徹する理念、基本的な考え方はどのように変化してきたであろうか。海外労働者送り出しが本格化する一九七〇年代後半以降からマルコス政権が崩壊する時期までは、表面的には国内の失業・潜在失業の問題を緩和することが政策理念として掲げられていたが、しかし実質的な政策意図が送金獲得にあったことは紛れもない事実である。収入における送金額の割合と違反者に対する罰則を科していたほどである。この時期の政策重点としては、公式ルートを通じた送金獲得にあったことは明らかであり、反面、受け入れ国で生起するフィリピン海外労働者をめぐる肉体的・精神的・家族的・社会的にかつ深刻な問題についてはほとんど看過されていたといつても過言ではなからう。送り出し国にとって主要な課題とよく主張される「*TR*、すなわち *Remittance* (送金)・*Return* (帰国)・*Reintegration* (再統合)」についてみると、この時期の政策の重点は、送金に対してのみ政策上の関心があり、その余の二つに対しては一顧だにされなかったといえよう。

このようなむきだしでかつあさましい海外労働者送り出し政

策の基調が、曲がりなりにも転換するのは一九八〇年代後半のアキノ政権成立以降のことである。この時期においては、実際の政策遂行状況はともかく、フィリピン海外労働者の福祉増進・権利保護が政策目標として登場し、これ以降この政策目標達成のための政策上あるいは法制度上の努力・取り組みが重ねられていくこととなる。

ただし、現在に至っても、国家として送金をどうとらえるかは、フィリピンの送り出し政策、法制度にとつて重要な関心事であり、また主要な論点であることには変わりないといえる。すなわち、フィリピンの国家が、送金を国民経済に貢献する必要かつ不可欠のものとしてとらえるか、それとも、送金をあくまで必要悪としてとらえ送金依存体質からの脱却を目指して、政策の重点を送金獲得から、海外出稼ぎを余儀なくされているフィリピン海外労働者の福祉増進・権利保護ならびに母国の雇用機会の飛躍的増大におくかは、今日なお最大の論点である。

第二に、上述の政策理念、政策重点の変化は、当然のこととして、政策形成のあり方、送り出し関連法規およびそれを遂行する法制度に対しても、転換あるいは変化を迫ることになる。まず政策形成のあり方については、大統領主導から議会主導へ

と変化してきていることである。マルコス政権下にあつては、一九七四年の労働法典送付関連規定およびそれを施行する関連諸規則は存在していたものの、政策上重要な時期には、一片の大統領令をもつて事に対処してきたといえる。それに対して、アキノ政権以降にあつては、大統領による政策の主導権は後退し、議会の審議を通じた政策形成が前面にでるといふ政策形成のあり方の転換が行われることになる。本稿で紹介する共和国法八〇四二号も、上述の変化の中で結実したものといえる。さらに政策形成のあり方の変化の中で、送り出し関連の法規範、各種命令、省令についても、送金獲得を重点とするものから、流出する労働力をいかにコントロールするかにたとえ表面的であっても変化してきているといえよう。また、送り出しの業務を担うPOEA、OWWAの目的、役割についても徐々に変化していることは確かである。

このような一九七〇年代後半以降の政策理念・政策形成のあり方・法規範・法制度の変化、転換の中で、共和国法八〇四二号が制定されることになったとみることができよう。

後述するように、共和国法八〇四二号自体が政策理念の対立の中での妥協の産物といえるものであり、その結果、多くの問題を抱えているとはいえず、共和国法八〇四二号は、フィリピ

ンにおいて送り出し政策と法をめぐる試行錯誤の結果として、現段階での一定の到達点といえるものである。すなわち、政策理念においてあさましい送金獲得という赤裸々な目的が後退し、影をひそめていること、政策形成において大統領主導から議会主導への民主化過程の成果であること、フィリピン海外労働者の福祉増進と権利保護が少なくとも政策と法の目的の一つとして浮上してきていることなどを考慮すると、フィリピンにおいて海外労働者送り出しを独自の目的とする独立法規としての共和国法八〇四二号の制定をみたことは、これまでのフィリピンにおける送り出しの歴史的経緯からみる限りにおいて、後述する問題点を考慮しても、今後のフィリピンの海外労働者送り出しの将来において少なからぬ意味をもつものである。

## 二 法の評価と問題点

上述の筆者なりの同法に対する評価をふまえつつかつ同法をめぐる議論をみながら、同法の評価と問題点について若干指摘しておきたい。

筆者からみると同法には相反すると思われる二つの立法目的が存在していると考えられる。それは、同法二条が定める二つ

の立法目的、すなわち一つは海外雇用政策の樹立であり、もう一つはフィリピン移住労働者その他の福祉増進・権利保護である。

まず第一の問題として、海外雇用政策の樹立についてみると、同法第二条のcは「国家は、経済発展の持続または国家発展の達成のための手段として海外雇用を促進してはならない」とする。これを文言通りに読めば、海外雇用自体をフィリピン国民経済の犠牲者としてはならないと解され、表面的には納得しうるものである。ところで、フィリピンの海外労働者送出国規模（現在でも四〇〇万人をこえている）をみると、明らかに国家主導の下で積極的な労働力輸出政策を周到に展開してきたその結果であり、さらに現在においても国内の高い失業率が海外雇用を不可避のものとしている結果であることを考えあわせると、同法第二条のcの政策宣言については確かに信じがたいものになっているといえる。またその証左として、職業紹介を公的紹介から民間による紹介に重点を移す政策転換の結果として、民間部門による海外労働者の募集・紹介・送り出しの網あるいはプロセスは大きく発展・隆盛し、その業績の結果として政府による認知を受けるほどにまでなっていることである。

文字通りに解すれば、表面的に納得しうる政策宣言に対して、

次の批判的意見がだされている。すなわち、労働力輸出の規模拡大は政府が失業・潜在失業などの社会不安除去のための社会改革政策を行わなかった結果であり、政府の怠慢さに対する不満を緩和する、あるいは目をそらす結果であるとする意見である。さらに、上述の政策宣言が海外労働者送り出しをめぐる現実を無視ないし捨象しているとすればそれは意図的に政府の怠慢さを隠そうとするものであり、許されないと強調している。だからこそ、現在の政策の基調としては、労働力輸出政策を明確な政府の政策として位置づけを行い、海外で苦境にあるフィリピン移住労働者に対して政府が直接的に責任をもつ対応策をとるべきであると主張している。

さらに批判的な意見は、同法のほかの条項には、労働力輸出政策を積極的に容認するものが随所にみられるとして次のように指摘する。同法は、「海外雇用計画の存在」を前提にしており、第二条のgおよび第四条においては、「国家はフィリピン海外労働者を送り出す」と定め、さらに第三条のb1ではPOEAが「フィリピン労働者の海外雇用を促進するシステムを構築し、実行すべき」と定めており、同法は、海外雇用には問題がないとするにとどまらず好ましいとすら考えていると指摘する。

このような批判的意見をみると、将来のフィリピンの海外労

働者送り出しの問題をみずえるうえで、労働力輸出政策を積極的に推進しているか否か、海外雇用をフィリピンの国民経済にとつて好ましいものとするか否か、すなわち政府あるいは同法が海外労働者の送り出しの厳しい現実を直視して海外雇用計画の必要性をどのように理解しているかどうかについての論点は、基本的でかつ重要な検討課題であるといえよう。

このような同法が内包する政策上の対立点あるいは妥協の産物であるが故の矛盾点についてみると、同法は、労働力輸出に対する基本的見地としては、海外労働者の福祉増進と権利保護の政策が十全に行われることを条件にして海外雇用は有益であり、奨励されるべきであると考えていると一応みることもできよう。このように最大限善意に解釈しても、福祉増進・権利保護の政策と法が十分に行われていくかどうかは依然として予断を許さない状況にあるといえる。

つぎに第二の問題としては、同法の定める移住労働者その他に対する高い水準の福祉増進および権利保護という目的についてである。このことを最も明確に定めるのは同法第二法のcであり、「海外雇用の存在は、いかなる場合においても、フィリピン国民の尊厳および基本的人権、自由が侵害されてはならないとの確認の下でのみ存立するものである」としている。この条

項の文言をみると、同法が一つの法原理として移住労働者の基本的人権を明確に宣言しているものとみることができよう。さらに、同法は、移住労働者の権利保護を実現する条項として、権利・保護を保障する受け入れ国に対してのみ海外労働者の送り出しを行うこと、必要な場合には適宜送り出しの停止・禁止措置をとること、違法募集に対して厳しい罰則を科していること、違法募集により犠牲となった者に対する公的法律扶助の適用を行うことなどの移住労働者の権利保護の規定を設けている。とくに従来のフィリピンの送り出し政策と法においては、違法募集からの保護、海外での情報・援助システムの創設、法律扶助制度の創設、在外公館による各種サービスの提供などは十分でなくまた欠けていたものであり、これらの移住労働者の権利保護の規定が実際に具体化されてはじめて同法のもう一つの目的が達成されたといえよう。

同法の評価・問題点については、上述のほかに、違法募集にかかわる問題、未登録海外労働者にかかわる問題、海外女性労働者にかかわる問題、さらに送り出し国フィリピンの現実において同法の果たすべき役割の問題などがあるが、これらについては別稿に譲り、本稿では割愛したいと考える。